

こどもの性被害を防ぐために 保護者の皆さまにお願いしたいこと

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。

保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利**についてご理解をお願いします。



参考パンフレット

ちかごろよく聞く こどもの権利って！？
(こども家庭庁)

URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



「生命(いのち)の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です(文部科学省)。

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。



参考パンフレット

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
(内閣府・こども家庭庁)

URL:
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child

※ サイト下部に当該パンフレットがございます。



性被害に関する ご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。

誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

・山梨県立ろう学校:0553-22-1378 (担当 教頭)

・やまなし子供SOSダイヤル:0120-0-78310 (24時間365日・通話料無料)

・山梨県教育委員会

総務課:055-223-1742

特別支援教育・児童生徒支援課:055-223-1789

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

こども性暴力防止法

検索 🔍

こどもまんなか

こども家庭庁



こどもの性被害を防ぐために

山梨県立学校(高等学校・特別支援学校)の取組

◆ こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
＜「性暴力」の例＞

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮 等

起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 従事者への研修

などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認しています

(*)法施行(令和8年12月25日)後順次

性犯罪前科がある職員は、
性暴力のおそれを踏まえ、
こどもと接する業務に
従事させません。

(個別の確認結果は 法律上お伝えできません。)



◆ 県立学校の職員は「不適切な行為」は行いません

山梨県教育委員会では、性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為について禁止事項を定めています。

- 1 私的なコミュニケーション、面会、送迎等(SNSや連絡先交換、個人的な連絡、自宅訪問、送迎等)
- 2 撮影(私物端末での写真・動画の撮影、保存。必要のない撮影等)
- 3 密室(二人きりで密室にいる、不必要な呼び出し、更衣室や風呂で二人きりになる等)
- 4 身体接触(必要のない接触、ハグ、手つなぎ、膝に座らせる、抱きしめる、おんぶ、マッサージ等)
- 5 排せつ介助等(排せつ・入浴・着替え等での不必要な介助、誤解を招く介助等)
- 6 更衣(必要なく更衣場所に入る、人目のある場所で更衣をさせる等)
- 7 特別扱い(特定の児童生徒への優遇、金品の提供、過度にほめる等)
- 8 その他(衣服や持ち物に触る・借りる、過度に肌を露出等)

* 詳しくは、別紙(「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」について)をご確認ください。

◆ 万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

